

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙1-1、別紙1-4、別紙1-8から別紙1-10、別紙1-12、別紙1-13を次のとおり改める。

別紙 1 - 1

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線 (大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで) に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市堺区築港八幡町 から
大阪府松原市三宅西七丁目 まで

(ロ) 延長 9. 1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 まで	60	0. 6	
大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	80	8. 5	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 50メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル (土工部)
 2.25メートル (橋梁部)
 2.70メートル (掘割部)

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速湾岸線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝ジャンクション
都市計画道路築港天美線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝出入路
一般国道26号	堺市堺区南島町一丁目付近	立体接続	鉄砲出入路
一般国道26号	堺市堺区鉄砲町付近	立体接続	鉄砲出入路
大阪府道大阪高石線	堺市北区北花田町三丁目付近	立体接続	常磐出入路
大阪府道大阪高石線	堺市北区常磐町三丁目付近	立体接続	常磐出入路
都市計画道路堺松原線	松原市天美北一丁目付近	立体接続	天美出入路

(4) 工事予算 263,664百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府堺市北区常磐町一丁まで
平成11年10月15日

ロ 大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府堺市北区常磐町二丁まで
平成29年10月1日

ハ 大阪府堺市北区常磐町二丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで
平成30年4月1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成29年 1月28日 (三宝ジャンクション～鉄砲 供用開始)

令和 2年 3月29日 (鉄砲～三宅西 供用開始)

令和 5年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

238,602 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 237,515 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 4

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで) に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区高見一丁目 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 4. 4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	60	4.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北出路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北入路(仮称)
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路(仮称)
大阪市道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道176号(十三ハイパス)	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎出入路(仮称)
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 9, 4 6 3 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84-19から大阪府大阪市此花区高見一丁目84-12まで
昭和63年 2月10日

ロ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84-12から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
令和7年 4月 1日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

令和9年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 4 2 1 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 9 8 6 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 8

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区山王一丁目	池田市木部町	30.2
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島一丁目	守口市大日町四丁目	10.8
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴二丁目	東大阪市西石切町五丁目	19.7
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王一丁目	松原市大堀五丁目	11.2
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津一丁目	堺市翁橋町一丁	13.4
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町三丁目	大阪市西淀川区佃七丁目	7.0
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島二丁目	泉佐野市りんくう往来北	41.5
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮一丁目	大阪市旭区新森一丁目	1.3
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開二丁目	大阪市港区弁天五丁目	3.8
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港二丁目	大阪市此花区島屋二丁目	1.3
合 計			140.2

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルートの確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 34,320百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成年月日 令和2年 3月30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,795 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38,795 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 38,449 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 9

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
兵庫県道高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内	川西市小戸三丁目	2.6
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町三丁目	西宮市今津水波町	25.3
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町一丁目	西宮市今津水波町	7.3
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目	尼崎市東海岸町	14.3
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口	32.3
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町	神戸市須磨区白川	7.3
神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃	神戸市北区有野町有野	3.3
神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町	神戸市垂水区下畑町	1.2
合 計			93.6

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルート確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速度対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 17,297百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成年月日 令和2年 3月30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,721 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,721 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 19,136 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 10

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪池田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市西区西本町から

大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ロ) 延長 1.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市西区西本町3丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	60	0.8	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	40	0.2	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル 大阪府大阪市西区西本町から
大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市西区西本町から 大阪府大阪市西区江戸堀まで	—	—	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市西区西本町付近	立体接続	信濃橋渡り線

(4) 工事予算 16,899 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成23年11月21日

②工事の完成予定年月日

令和2年 1月29日 (供用開始)

令和4年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,462 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,360 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 1 2

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

一般国道 1 号 (淀川左岸線延伸部)

(大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道1号
(有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 7.6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	60	7.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	大阪市鶴見区緑地公園付近	平面接続	本線(西日本高速道路株式会社)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤五丁目付近	立体接続	内環出路(仮称)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤四丁目付近	立体接続	内環入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第1出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第2出入路(仮称)
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 162,949 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

イ 大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市都島区友渚町二丁目まで
令和12年 4月 1日

ロ 大阪府大阪市都島区友渚町二丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成29年 4月 1日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、会社が
公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

② 工事の完成予定年月日

令和14年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

204,566 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 195,495 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

一般国道 2 号(大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄))
(兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道2号
(有料道路名 : 大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目 から
兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目 まで

(ロ) 延 長 14.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級 (道路構造令)
第2種第2級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで	80	13.1	
兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで	60	1.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル
3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで	6車線	6車線	
兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	1.75×2	3.50	1.75	0.75	2.50	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目付近	平面接続	本線
臨港道路	神戸市東灘区向洋町西二丁目付近	立体接続	六甲アイランド西出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島四丁目付近	立体接続	ポートアイランド東出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島中町八丁目付近	立体接続	ポートアイランド西出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(南向き)出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(北向き)入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区駒栄町一丁目付近	立体接続	駒栄(北向き)出路(仮称)
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区西尻池町五丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算

254,549百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目まで

平成29年 4月 1日

ロ 兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目から兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで

令和8年 4月 1日

ハ 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで

平成29年 4月 1日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継を受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

令和14年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

320,987百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 306,692百万円) (消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	3,743
H19	2,992
H20	6,361
H21	7,254
H22	12,144
H23	7,500
H24	8,568
H25	13,105
H26	12,518
H27	38,551
H28	12,426
H29	15,637
H30	17,461
R1	21,901
R2	20,255
R3	74,370
R4	24,709
R5	24,438
R6	25,655
R7	17,046
R8	16,965
R9	16,289
R10	16,315
R11	16,428
R12	16,471
R13	16,529
R14	16,895
R15	17,568
R16	18,017
R17	18,613
R18	18,694
R19	19,658
R20	19,685
R21	19,870
R22	19,892
R23	19,861
R24	19,861
R25	20,123
R26	20,397
R27	20,398
R28	20,581
R29	20,798
R30	20,797
R31	20,794
R32	20,794
R33	20,818
R34	21,563
R35	21,679
R36	21,679
R37	21,679
R38	21,679
R39	21,679
R40	21,679
R41	21,679
R42	21,679
R43	21,679
R44	10,078

(注1)平成18年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

(注2)上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

(注3)特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	6,421
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第 7 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付計画

(百万円、消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	15,572
H19	20,158
H20	18,418
H21	15,105
H22	16,916
H23	18,536
H24	20,500
H25	14,214
H26	13,842
H27	10,998
H28	3,876
H29	3,510
H30	3,078
R1	2,886
R2	624
R3	462
R4	1,848
R5	42
R6	42
R7	1,086
R8	1,842
R9	0
R10	0
R11	0
R12	0
R13	0
R14	0
R15	0
R16	0
R17	0
R18	0
R19	0
R20	0
R21	0
R22	0
R23	0
R24	0
R25	0
R26	0
R27	0
R28	0
R29	0
R30	0
R31	0
R32	0
R33	0
R34	0
R35	0
R36	0
R37	0
R38	0
R39	0
R40	0
R41	0
R42	0
R43	0
R44	0

(注)平成18年度から令和元年度は実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H18	(147,723)	(19,829)	(111,997)	(4,206)	(107,791)
	147,723	10,732	121,107	3,599	117,508
H19	(146,986)	(19,718)	(111,371)	(4,182)	(107,189)
	146,986	10,672	134,633	4,001	130,632
H20	(146,498)	(19,644)	(110,956)	(4,167)	(106,790)
	137,970	9,938	126,415	3,757	122,658
H21	(131,661)	(17,413)	(98,352)	(3,693)	(94,659)
	119,397	8,426	109,678	3,260	106,418
H22	(135,455)	(22,761)	(128,563)	(4,828)	(123,735)
	121,332	8,583	96,865	2,879	93,986
H23	(127,152)	(11,676)	(131,769)	(3,916)	(127,853)
	127,152	9,024	101,835	3,026	98,809
H24	(130,237)	(9,193)	(103,743)	(3,083)	(100,659)
	132,318	9,362	105,654	3,140	102,514
H25	(135,875)	(9,652)	(108,922)	(3,237)	(105,685)
	135,875	9,652	108,922	3,237	105,685
H26	(142,506)	(10,242)	(115,586)	(3,435)	(112,151)
	139,934	10,033	113,223	3,365	109,859
H27	(137,374)	(9,749)	(110,023)	(3,270)	(106,753)
	137,374	9,749	110,023	3,270	106,753
H28	(142,222)	(10,144)	(114,476)	(3,402)	(111,074)
	137,736	9,779	110,355	3,280	107,075
H29	(148,240)	(10,634)	(120,004)	(3,566)	(116,438)
	149,946	10,773	121,571	3,613	117,958
H30	(153,444)	(11,058)	(124,785)	(3,708)	(121,076)
	153,444	11,058	124,785	3,708	121,076
R1	(152,896)	(10,091)	(113,881)	(3,384)	(110,497)
	149,913	9,849	111,141	3,303	107,838
R2	(152,957)	(9,950)	(112,283)	(3,337)	(108,946)
	133,013	8,326	93,962	2,792	91,170
R3	136,680	8,573	96,746	2,875	93,870
R4	153,129	9,912	111,856	3,324	108,531
R5	159,550	10,435	117,754	3,500	114,254
R6	165,284	10,901	123,021	3,656	119,365
R7	166,244	10,979	123,903	3,682	120,221
R8	167,365	11,071	124,933	3,713	121,220
R9	169,211	11,221	126,629	3,763	122,865
R10	171,851	11,436	129,054	3,835	125,218
R11	172,880	11,520	129,999	3,863	126,135
R12	174,396	11,643	131,391	3,905	127,487
R13	174,414	11,644	131,408	3,905	127,503
R14	190,256	12,934	145,960	4,338	141,623
R15	192,486	13,116	148,009	4,399	143,610
R16	194,940	13,315	150,263	4,466	145,798
R17	193,005	13,158	148,486	4,413	144,073
R18	191,971	13,074	147,536	4,385	143,151
R19	189,473	12,870	145,241	4,316	140,925
R20	187,979	12,749	143,869	4,276	139,593
R21	186,263	12,609	142,293	4,229	138,064
R22	185,101	12,514	141,225	4,197	137,028
R23	182,333	12,289	138,682	4,122	134,561
R24	180,693	12,156	137,176	4,077	133,099
R25	178,739	11,997	135,381	4,023	131,358
R26	177,734	11,915	134,458	3,996	130,462
R27	175,711	11,750	132,599	3,941	128,659
R28	174,411	11,644	131,405	3,905	127,500
R29	172,871	11,519	129,991	3,863	126,127
R30	171,632	11,418	128,852	3,829	125,023
R31	169,157	11,217	126,579	3,762	122,817
R32	167,619	11,091	125,166	3,720	121,446
R33	165,877	10,950	123,566	3,672	119,894
R34	164,661	10,851	122,449	3,639	118,810
R35	162,282	10,657	120,264	3,574	116,689
R36	160,680	10,527	118,792	3,530	115,262
R37	159,267	10,412	117,494	3,492	114,002
R38	158,151	10,321	116,469	3,461	113,007
R39	156,006	10,146	114,498	3,403	111,096
R40	154,599	10,032	113,206	3,364	109,842
R41	153,225	9,920	111,944	3,327	108,617
R42	152,651	9,873	111,417	3,311	108,105
R43	150,592	9,705	109,525	3,255	106,270
R44	49,162	1,449	16,352	486	15,866

(注)平成18年度から令和元年度の上段 () 内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段 () 内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(189, 911) 189, 740
H 1 9	(190, 640) 189, 834
H 2 0	(191, 065) 180, 626
H 2 1	(177, 337) 163, 300
H 2 2	(181, 344) 165, 408
H 2 3	(168, 254) 169, 546
H 2 4	(171, 685) 175, 483
H 2 5	(178, 428) 177, 934
H 2 6	(184, 388) 179, 972
H 2 7	(182, 758) 181, 526
H 2 8	(188, 628) 182, 255
H 2 9	(192, 290) 195, 919
H 3 0	(198, 808) 197, 354
R 1	(199, 141) 194, 167
R 2	(199, 057) 177, 122
R 3	187, 980
R 4	199, 281
R 5	205, 201
R 6	211, 755
R 7	212, 317
R 8	213, 459
R 9	215, 493
R 1 0	217, 649
R 1 1	218, 641
R 1 2	219, 783
R 1 3	219, 783
R 1 4	238, 890
R 1 5	240, 979
R 1 6	243, 723
R 1 7	241, 835
R 1 8	240, 606
R 1 9	238, 087
R 2 0	236, 258
R 2 1	234, 428
R 2 2	233, 238
R 2 3	230, 799
R 2 4	228, 999
R 2 5	227, 229
R 2 6	226, 078
R 2 7	223, 718
R 2 8	221, 977
R 2 9	220, 265
R 3 0	219, 155
R 3 1	216, 843
R 3 2	215, 161
R 3 3	213, 508
R 3 4	212, 438
R 3 5	210, 204
R 3 6	208, 581
R 3 7	206, 958
R 3 8	205, 900
R 3 9	203, 742
R 4 0	202, 178
R 4 1	200, 614
R 4 2	199, 597
R 4 3	197, 516
R 4 4	91, 459

(注) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特 1

(協定第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 3 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪松原線等に関する 特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 路線名	大阪府道高速大阪松原線	兵庫県道高速神戸西宮線
(2) 工事の区間		
(イ) 工事の区間	大阪市平野区喜連西から 大阪市平野区瓜破西まで	兵庫県神戸市中央区波止場町付近
(ロ) 延長	0.2キロメートル	0.3キロメートル
(3) 工事方法		
(イ) 工事の概要	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する
(ロ) 道路の区分	第2種第2級（道路構造令）	第2種第2級（道路構造令）
(ハ) 設計速度		
設計区間	大阪市平野区喜連西から 大阪市平野区瓜破西まで	兵庫県神戸市中央区波止場町付近
設計速度（キロメートル/時）	60キロメートル/時	60キロメートル/時
延長（キロメートル）	0.2キロメートル	0.3キロメートル
摘要		
(ニ) 設計自動車荷重	245kN（B活荷重）	245kN（B活荷重）
(ホ) 車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ) 車線の数		
設計区間	大阪市平野区喜連西から 大阪市平野区瓜破西まで	兵庫県神戸市中央区波止場町付近
工事施工	4車線	4車線
用地買収	—	—
摘要		

路線名	大阪府道高速大阪松原線	兵庫県道高速神戸西宮線
(ト) 路肩の標準幅員		
橋梁高架部分		
往復分離しない区間 (メートル)	左側 : 1.75メートル	左側 : 1.25メートル
往復分離する区間 (メートル)	—	—
摘要		
トンネル部分		
往復分離しない区間 (メートル)	—	—
往復分離する区間 (メートル)	—	—
摘要		
土工 (掘割) 部分		
往復分離しない区間 (メートル)	—	—
往復分離する区間 (メートル)	—	—
摘要		
(チ) 付加車線の標準幅員	—	—
(リ) 中央帯の標準幅員	2.00メートル	1.80メートル
(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法	—	—
(4) 工事予算	24,206百万円	25,322百万円
(5) 工事の着手及び完成予定年月日		
(イ) 工事の着手 (予定) 年月日	令和2年4月1日	令和3年4月1日
(ロ) 工事の完成予定年月日	令和9年3月31日	令和11年3月31日
債務引受限度額 (消費税込み)	29,635百万円	32,157百万円
うち、助成対象基準額	28,341百万円	30,753百万円
備考	喜連瓜破付近	京橋付近

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特 2

(協定第 4 条第 3 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線等に関する 特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
大豊橋付近		
大阪府道高速 兵庫県道高速 大阪池田線	大阪市淀川区加島二丁目	尼崎市戸ノ内町四丁目
法円坂付近		
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市中央区馬場町	大阪市中央区馬場町
湊町付近		
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区難波一丁目	大阪市中央区難波二丁目
湊川付近		
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市兵庫区駅南通四丁目	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目
湊町～本町、塚本～福島、南森町～長柄、芦原～住之江		
大阪府道高速大阪池田線	大阪市中央区西心齋橋二丁目	大阪市中央区本町一丁目
大阪府道高速大阪池田線	大阪市福島区海老江三丁目	大阪市淀川区塚本一丁目
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区西天満一丁目	大阪市北区長柄東一丁目
大阪府道高速大阪堺線	大阪市浪速区桜川三丁目	大阪市住之江区東加賀屋四丁目
その他（上記を除く区間）		
大阪府道高速 兵庫県道高速 大阪池田線	大阪市西成区山王	池田市木部町
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島	守口市大日町
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴	東大阪市西石切町
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王	松原市大堀町
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津	堺市堺区翁橋町
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町	大阪市西淀川区佃
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島	泉佐野市りんくう往来北
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮	大阪市旭区新森
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開	大阪市港区弁天
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町	西宮市今津水波町
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町	西宮市今津水波町
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東	尼崎市東海岸町
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口

(2) 工事の内容

工事名		大阪府道高速大阪池田線に関する特定更新等工事					
工事概要		(大豊橋付近)	(法円坂付近)	(湊町付近)	(湊川付近)	(湊町～本町) (福島～塚本) (南森町～長柄) (芦原～住之江)	(その他 (左記を除く区間))
		橋梁上部工の造り替えを実施する。	橋梁上部工の造り替えを実施する。	橋梁基礎の造り替えを実施する。	橋梁上部工の造り替えを実施する。	床版の造り替え等を実施する。	損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の防水対策、炭素繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労対策、腐食対策等 ・床版の補修補強・造り替え、床版防水工、SFRF舗装等 ・その他(維持管理困難箇所における構造改良等)
道路の区分		第2種第2級 (道路構造令)	第2種第2級 (道路構造令)	第2種第2級 (道路構造令)	第2種第2級 (道路構造令)	—	—
延長		0.3キロメートル	0.2キロメートル	—	0.4キロメートル	3.1キロメートル	86キロメートル
設計速度		60キロメートル	60キロメートル	60キロメートル	60キロメートル	—	—
設計自動車荷重		245kN (B活荷重)	245kN (B活荷重)	245kN (B活荷重)	245kN (B活荷重)	—	—
車線の幅員		3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル	—	—
車線数	工事施工	4車線	4車線	3車線	4車線	—	—
	用地買収	—	—	—	—	—	—
路肩の標準幅員	往復分離しない区間 (メートル)	左側: 1.25	左側: 0.525	—	左側: 1.25	—	—
	往復分離する区間 (メートル)	—	—	左側: 1.50、右側1.00、計2.50	—	—	—
付加車線の標準幅員		—	—	—	—	—	—
中央帯の標準幅員		1.80メートル	1.45メートル	—	1.80メートル	—	—
他の道路との接続位置及び接続の方法 (他の道路の路線名、接続位置、接続の方法、備考)		—	—	—	—	—	—
工事予算		12,861百万円	5,667百万円	19,385百万円	16,344百万円	49,413百万円	255,709百万円
工事の着手(予定)年月日		平成27年4月1日					
工事の完成予定年月日		令和12年3月31日					

別紙特3を次のとおり改める。

別紙特3

(協定第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

大阪府道高速大阪池田線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H27	413
H28	255
H29	6,250
H30	15,011
R1	16,873
R2	7,888
R3	80,736
R4	34,012
R5	34,171
R6	57,319
R7	18,388
R8	22,989
R9	30,745
R10	32,767
R11	50,792

(注1)平成27年度から令和元年度までは実績値、令和2年度は実績見込み値を記載している。

(注2)上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年3月25日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

渡邊 大樹

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長

吉田 光市